

## 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱の見直しについて（案）

## 1 入札参加資格制限の見直しの検討項目

- (1) 公正取引委員会が課徴金減免制度（ ）対象業者を公表した場合における当該事業者の入札参加資格制限期間の減免・・・平成19年7月5日措置要綱改正により対応済（一律2分の1に短縮）
- (2) 入札制度等監視委員会の談合情報に関する調査において、談合の事実を確認した場合における入札参加資格制限措置
- (3) 入札制度等監視委員会に談合の事実を自ら報告した場合における入札参加資格制限措置の減免

## 課徴金減免制度の概要

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その違反内容を公正取引委員会に報告した場合に課徴金を減免する制度、公正取引委員会が立入検査を行う前に早期に報告するほど、減免額が大きくなる。

- ・立入検査前の1番目.....課徴金を免除
  - ・立入検査前の2番目.....課徴金を50%減額
  - ・立入検査前の3番目.....課徴金を30%減額
  - ・立入検査後.....課徴金を30%減額
- } 合計3社まで

## 2 現在の状況等

入札制度等監視委員会において、談合の成立を妨げる方策が必要である旨の意見があったが、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年7月5日総務部長依命通達）では、上記1の(2)～(3)に関する規定がない。

課徴金減免制度は企業のコンプライアンス体制を強化し、違反行為からの離脱を促す主旨で制定されたものであり、健全な企業体質への転換が図りやすいように、当該制度の活用を促す方策について検討する必要がある。

## 3 根拠法令等（抜粋）

（第2回入札制度等監視委員会資料と同じ）

中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連。34の国等の機関で構成、事務局：国土交通省）は、平成18年2月14日に、改正独占禁止法の施行（平成18年1月4日）に伴い、指名停止措置要領運用申合せの改正を行った。

## 【指名停止措置の課徴金減免制度への対応について】

公正取引委員会が課徴金減免制度対象業者を公表した場合に、当該事業者の指名停止期間について、通常想定される期間の1/2に短縮する。

## (1) 公正取引委員会が課徴金減免制度対象業者を公表した場合における当該事業者の入札参加資格制限期間の減免

・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成19年7月5日措置要綱改正により対応済  
(一律2分の1に短縮)

## (2) 入札制度等監視委員会の談合情報に関する調査において、談合の事実を確認した場合における入札参加資格制限措置

## 【前回の意見】

- ・ 監視委員会が談合であると断定するものの中には、逮捕、刑事告発などにはならないような事件も含まれるが、一律24か月の最長期間を適用するのはバランスに欠けるのではないか。
- ・ 監視委員会の判断の後に、捜査当局、公正取引委員会が異なる判断を示す可能性もある。そのようなときは入札参加資格制限措置期間を延長する方法もあるのではないか。
- ・ アメリカは、3年、36か月の停止、フランスは5年から10年と極めて厳しい措置を取っている。監視委員会が談合であると断定したものについては、断固たる措置を執るべきではないか。

県発注工事に関する不正行為の入札参加資格制限期間は、  
刑事告発、逮捕又は公訴提起されたときに24か月、  
公正取引委員会の排除措置命令、課徴金納付命令等を受けたときに18か月  
としている。

- ・ 監視委員会が調査によって談合の事実を確認した場合には、18か月として取扱い、入札参加資格制限措置後に、刑事告発、逮捕又は公訴提起されたときには、入札参加資格制限措置期間を24か月に変更することがよいのではないか。

### (3) 入札制度等監視委員会に談合の事実を自ら報告した場合における入札参加資格制限措置の減免

#### 【前回の意見】

- ・ 談合の事実を自ら報告する事業者は現実的に出てこないと思われられるため、この制度の効果は期待できないのではないか。
- ・ 入札参加制限措置期間を2分の1ではなく100%免除にすれば、入札参加資格制限措置に伴う業者名などの公表はなくなり、そうであれば情報提供も増える効果があるのではないか。

#### 【論点整理】

- ・ 過去の事実は変えようがないが、だれもが監視委員会に談合の事実を報告する可能性がある制度の構築は、将来の談合防止、抑止効果に繋がる。
- ・ 談合の事実を報告した場合に、その業者が受けるメリットが大きいほど、情報が提供される期待は高まる。

- ・ より談合の抑止効果を高めるため、次のような考え方が必要ではないか。  
公正取引委員会の課徴金減免制度に習い、適用対象事業者数を限定し「やり得」を認めないこと、適用数を3者に限定しインセンティブを与えること。  
監視委員会が行う事情聴取の成果を上げるため、談合調査着手前に報告した者の措置期間は100%免除、談合調査着手後に報告した者の措置期間は2分の1に、措置期間の差別化を図ること。
- ・ 監視委員会への報告には、談合行為の詳細、談合の対象（工事、物品等）、共同して談合を行った事業者名などを報告させることや資料提出などの一定の要件を設ける必要があるのではないか。
- ・ 自ら談合の事実を報告した事業者以外の事業者が否認したとき、監視委員会の談合情報調査の結果、談合の事実が確認できない場合であっても、その後、当該関係者が逮捕等されたときには、談合を報告した事業者には減免適用させるべきではないか。

自己申告後に他の談合事件への関与が判明した場合には、この制度を適用しないものとする。

参考

福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱の別表第2(抜粋)

措置要件	運用基準	運用期間
<p><b>(独占禁止法違反行為)</b></p> <p>2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(当該認定をした日から12か月以上24か月以内)</p>	<p>(1) 県発注工事等において、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。</p> <p>(2) 福島県内において、業務に関し、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。</p> <p>(3) 福島県外において、業務に関し、独占禁止法に違反し、下記のイ又はロに該当したとき。</p> <p>イ 刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>ロ 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。</p>	<p>24か月</p> <p>18か月</p> <p>21か月</p> <p>15か月</p> <p>18か月</p> <p>12か月</p>
<p><b>(競売入札妨害又は談合)</b></p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項及び同第2項に該当する場合。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(逮捕又は公訴を知った日から18か月以上24か月以内)</p>	<p>(1) 県発注工事等において、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 県発注工事等以外(福島県内)の工事等において有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(3) 県発注工事等以外(福島県外)の工事等において有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>24か月</p> <p>21か月</p> <p>18か月</p>